

82 期ナカノブー建設 年間重点事項

1. 2023 年度 全社安全衛生目標

※目標値 ・度数率 0.40 以下 ・強度率 0.02 以下

2. 重点方針

- (1) 墜転落災害・飛来落下災害と重機（クレーン・車輛系）災害の根絶
- (2) 公衆災害防止の確実な事前計画と対策の徹底
- (3) リスクアセスメントの確実な実践と、適切な指揮系統による再下請負工事
- (4) 安全教育、教育支援の更なる充実
- (5) 健康に配慮した職場環境形成の促進

3. 重点施策

- (1) 墜転落災害・飛来落下災害と重機（クレーン・車輛系）災害の根絶
 - ① 『開口部ゼロ』対策の実践と指差呼称、音声標識等の活用による注意喚起の継続（落下防止設備の先行設置と維持管理の強化）
 - ② 玉掛け作業時の始業前点検・正しい玉掛け及び吊荷直下の立入禁止の徹底
 - ③ 重機区画と誘導者配置の徹底、作業計画に基づく安全対策の確実な実施
- (2) 公衆災害防止の確実な事前計画と対策の徹底
 - ① 激甚化する気象災害も考慮した公衆災害防止対策の事前計画と確実な実施
 - ② 公衆災害防止設備（仮囲い・ゲート周辺・アサガオ等）の確実な設置
 - ③ 第三者安全誘導の徹底
- (3) リスクアセスメントの確実な実践と、適切な指揮系統による再下請負工事
 - ① 安全基本 3 行動『ひと声かけ、現地 KY、ワンポイント指差し呼称』実践の徹底
 - ② 適切な指揮系統（安全衛生責任者・作業主任者等）による安全管理の徹底
 - ③ 新規入場 7 日以内、未熟練労働者、外国人労働者への作業中の指導及び作業確認の強化
- (4) 安全教育、教育支援の更なる充実
 - ① 1 次協力会社から 2 次・3 次会社（一人親方含む）及外国人労働者への安全衛生教育の支援充実
 - ② 若手技術社員への安全衛生教育強化のため、本部及び拠店による安全衛生教育の強化
- (5) 健康に配慮した職場環境形成の促進
 - ① 4 週 8 閉所実現による心身の健康確保
 - ② 無記名ストレスチェックに基づく、より快適な職場環境への改善実施
 - ③ 健康 KY による健康状態の把握と熱中症対策の実施（空調服着用・体調不良時の報告徹底）

2023(令和 5)年 5 月重点目標

【車両系建設機械災害の防止】 (車両系荷役運搬機械、高所作業車を含む)

- ①車両系建設機械による作業は、作業場所の地形、地質、埋設物等の状態を調査しその結果によって機械の種類、能力、運行経路、作業の方法等を盛り込んだ作業計画（車両系建設機械作業計画書、移動式クレーン、コンクリートポンプ車、高所作業車作業計画書）を行う。
※車両系建設機械の分類については、「安全法令ダイジェスト」の P 6 1 を参照
- ②移動式クレーン作業は、つり荷重を定格荷重の 8 5 %以内として作業計画を立てる。
また、作業開始前点検は確実に実施し、作業開始前に過負荷防止装置解除キーを事務所で管理する。
- ③機体重量 3 トン以上の車両系建設機械（締固め用機械は除く）は、技能講習修了者等の資格者に 3 トン未満の車両系建設機械は、特別教育修了者等に運転させる。
- ④作業場所は、運行経路を含めて関係者以外の立入禁止措置を講じる。やむを得ず作業員を立入らせる場合は、誘導者を配置する。
- ⑤誘導者を配置するときは、一定の合図を定め、誘導者に合図を行わせる。
- ⑥点検表により、作業開始前点検・月例自主検査及び特定自主検査（1 年に 1 回）を実施し、自主検査結果と整備状況を記録する。また、当社は協力会社の点検状況を確認する。
- ⑦車両系建設機械は、特定自主検査済で検査票証が貼りつけてあるものを使用する。
- ⑧車両系建設機械のブーム・アーム及びダンプトラックの荷台を上げ、その下で修理点検等の作業を行うときは、不意に降下することによる危険の防止のため、安全支柱及び安全ブロック等を使用する。
- ⑨転落の恐れのある路肩での運転は、誘導者を配置してその者の誘導により運転させる。また軟弱地盤・凍結した地盤等での作業にあたっては、スリップ・転倒防止のため、地盤の整備を行い敷板等を利用する他チェーンの使用又は徐行をさせる。
- ⑩岩石の落下等の恐れのある場所では堅固なヘッドガードを備える。

- ⑪車両系建設機械をトレーラー等に積み込む作業は、平坦で堅固な場所で行うとともに、道板の掛け渡し角度は15度以下にし、滑り等による事故を防止する他、移送中に荷台から落下しないようワイヤロープ・チェーン等で荷台に固定させる。
- ⑫機械の構造上定められている能力及び安定度を超えて作業をさせない。
- ⑬バックホウによる用途外使用は、作業の性質上やむを得ない場合でかつ、専用の吊り具を取り付けたものでバケットの容量×1.8以下かつ、1トン未満の重量でなければ主たる用途以外の作業に使用してはならない。
- ⑭車両系建設機械でアウトリガーを有するものは、作業開始にあたり、その張り出し状況・敷き板の設置及び接地状況を確認する。
- ⑮車両系建設機械でブーム・アウトリガーを有するもので、道路を自走するものは走行前にその格納状況を確認する。また、作業所から公道に出る場合は、必ず誘導員を配置し、ブームによる架空線及び一般車両との接触事故の発生のないよう注意する。
- ⑯高所作業車の作業床上では垂直昇降式であっても二丁掛け墜落制止用器具（フルハーネス型）を使用する。
- ⑰高所作業車の走行時は作業台を下降させて移動させる。（改造使用の禁止）
また、悪路（凸凹、軟弱、傾斜地等）の移動時は誘導員を配置する。
- ⑱作業の指揮命令系統は、作業前に確認しておく。